

告示

埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十四―六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三、二千三百八十六、二千三百七十八、二千三百七十六、千四百九十八、千四百九十九、千五百一―一、千五百六、千五百五―二、二千三百八十九

（変更後） いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十四―六

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後） 株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

（変更後） 株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課